



令和6年度版

信用保証制度・経営支援の ご案内

改訂版(令和6年7月)

— 鹿児島を支える中小企業の未来を応援! —



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

最新情報や経営に
役立つ情報はこちら!

LINE 公式アカウント



保証協会ホームページ



ニーズ別保証制度チャート

中小企業者の皆さまの様々な目的に応じた制度をご用意しております。
※制度名の青色は協会制度、黒色は県制度、赤色は鹿児島市制度です。

長期で大口の事業資金が必要	▶ 一般保証、(県) 中小企業振興資金、(鹿児島市) 産業振興資金
設備投資をしたい	▶ (県) 中小企業振興資金、(鹿児島市) 産業振興資金
小規模企業者向けの資金支援を受けたい	▶ 小口零細企業保証、(県) 小規模企業活力応援資金、(鹿児島市) 小規模企業支援資金、(鹿児島市) 特別小口資金
借入枠を確保しスピーディーに資金調達したい	▶ 当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、事業者カードローン700当座貸越根保証、Fast保証、Fast500保証
金融機関と協会のサポートが付いた資金を調達したい	▶ 連携推進保証「れんけい」【金融機関連携型】【事業性評価型】
社債を発行し低利に資金調達したい	▶ 中小企業特定社債保証
売掛債権や棚卸資産を担保に資金調達したい	▶ 流動資産担保融資保証
人材育成、財務管理、設備投資などに取り組んで経営力の向上を図りたい	▶ (県) 成長企業応援資金
経営者保証なしで資金調達したい	▶ 財務要件型無保証人保証、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)
●新しい商品やサービスを開発・提供したい ●独自の技術や特許を活かして事業展開したい ●店舗や工場を新設して事業拡大したい ●異業種に参入して多角化・事業転換したい	▶ (県) 新事業チャレンジ資金、(県) 成長企業応援資金、(鹿児島市) 新事業展開支援資金【事業転換・多角化・事業拡大】
自分のお店や会社をスタートさせたい	▶ 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証 (県) 創業支援資金、(鹿児島市) 創業支援資金
●BCP(事業継続計画)を作りたい ●自然災害に対する事前対策(防災・減災等)に取り組みたい	▶ BCPサポート保証「あんしん」、(県) 事業活動継続支援資金
耐震改修したい	▶ BCPサポート保証「あんしん」、(県) 事業活動継続支援資金
円滑な事業承継を行うための資金が必要	▶ 事業承継特別保証、事業承継サポート保証、特定経営承継関連保証、(県) 事業承継対策資金
抜本的な事業再生を行うための資金が必要	▶ 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)、(県) 事業再生支援資金
返済条件の緩和を行っている借入を一本化(借換)して金融取引を正常化したい	▶ 条件変更改善型借換保証、(県) 事業再生支援資金
●全国的に不況業種で資金繰りに困っている ●災害の影響で売上・設備に支障がでている ●取引先の倒産で経営に影響を受けている	▶ 経営安定関連保証(セーフティネット保証)、危機関連保証、危機対応短期保証、(県) セーフティネット対応資金、(県) 緊急経営対策資金、(県) 緊急災害対策資金、(鹿児島市) 経営安定化資金【セーフティネット保証対応】、(鹿児島市) 経営安定化資金【危機関連保証対応】、(鹿児島市) 経営安定化資金【経済環境変化等】、(鹿児島市) 災害対策資金
類似資本的な借入で資金繰り改善を図りたい	▶ 継続型連携サポート保証
●借換によりコロナ融資等の返済負担の軽減を図りたい ●新型コロナウイルス感染症の影響から経営力の強化を図りたい	▶ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)、(県) 経営力強化資金、(県) 事業再生支援資金(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型))
海外への販路拡大を図りたい	▶ (鹿児島市) 新事業展開支援資金【海外販路拡大】
ICT活用促進のための資金が必要	▶ (鹿児島市) ICT活用促進資金、(県) 成長企業応援資金
SDGsに取り組んでいる方、取り組もうとしている方	▶ SDGs促進保証

新設・改正された県融資制度

県

「経営力強化資金」の新設

国の「経営力強化保証制度」に対応した資金が令和6年7月19日に創設されました。
金融機関及び認定経営革新等支援機関による事業計画の策定支援や継続的な経営支援を要件としており、事業者の経営力の強化を支援するための資金です。事業行動計画書の作成が必要となります。

制度概要

▶保証対象

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

(1) セーフティネット(SN)5号の規定により市町村長の認定を受けている方(既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。)

(2) その他の方

▶限度額 5,000万円

▶利率 年1.6%~2.2%

▶保証料率 SN5号の場合 年0.62%(県補助後)

その他の場合 年0.27%~1.57%(県補助後)

※パートナーシップ構築宣言事業者または鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は更に0.1%引き下げ

▶保証期間 運転資金5年以内(据置期間1年以内)

設備資金7年以内(据置期間1年以内)

借換資金10年以内(据置期間1年以内)

▶必要書類 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

○事業行動計画書(申込人が策定したもの)

○SN5号については、特定中小企業者認定書(市町村発行)

県

「経営者保証を不要とする取扱い」の拡充

県制度資金において、一定の要件を満たす場合、保証料率を0.25%又は0.45%上乗せすることで事業者が経営者保証を提供しないことを選択することが可能となりました。

※国の事業者選択型経営者保証非提供制度(「横断的制度」)に対応

県

パートナーシップ構築宣言企業への保証料補助率引き上げ

パートナーシップ構築宣言で登録を受けた中小企業者については、県制度全資金において保証料補助が0.1%上乗せされます。

※SDGs登録事業者に対する保証料補助0.1%との重複はできません。

県

「事業再生支援資金(感染症対応型)」の取扱期間の延長

国の事業再生支援資金(感染症対応型)の取扱期間が延長されたことから、本制度についても取扱期間が延長されました。【取扱期間 令和6年12月31日まで】

県

「事業承継対策資金」の保証料上乗せ補助の延長

信用保証料補助率の上乗せ措置が令和5年度末から令和7年度末に延長されました。

- ア 緊急金融対策の期限を令和6年3月31日から令和7年3月31日に延長
 - ・対象資金:「中小企業振興資金」の運転設備資金,「小規模企業活力応援資金」
 - ・保証料補助率:0.05%~0.15% (通常保証料補助へ上乗せ)
 - ・取扱期間:令和7年3月31日まで
- イ 条件変更(融資期間等の延長)の取扱いの延長

条件変更による融資期間及び据置期間の延長については,金融機関と保証機関が協議の上決定した期間まで延長ができる取扱いを,令和5年度までの措置としていたが,現在の経済状況に鑑み,当分の間は,金融機関・保証機関・商工団体等の関係機関が連携して中小企業の経営改善や事業再生を支援する必要があることから,本取扱いを令和6年度末まで1年間延長する。

新設・改正された協会保証制度

①「SDGs促進保証制度」の新設

SDGs(持続可能な開発目標)に賛同し積極的に取り組んでいる事業者の資金繰り支援を実施する保証制度を創設しました。

制度概要

▶保証対象

- (1) SDGsに賛同し, SDGsに関する認定、認証、登録等を受けている事業者
※対象となる認定、認証等については,協会HPをご確認ください。
- (2) 上記(1)のほか, SDGsに賛同し,既に目標に向けた取組を進めており,持続可能な社会の実現のために社会的課題の解決に取り組もうとしている事業者

▶限度額

5,000万円

▶保証料率

0.25%~1.70%(通常より0.2%引き下げ)

▶資金使途

事業資金

ただし,不動産取得に係る資金についてはSDGsの目標達成のための資金に限る。また,本制度以外の既存保証の借換は不可。

▶保証期間

運転資金 10年(据置期間1年以内)

設備資金 15年(据置期間2年以内)

運転・設備資金 10年(据置期間2年以内)

②「継続型連携サポート保証」の新設

従前の「新型コロナ対策継続型サポート保証」の取扱期間終了に伴い,制度要件を一部緩和したうえで,中長期的な資金繰り円滑化を引き続き支援する制度を創設しました。

制度概要

▶保証対象

金融機関連携型 保証取扱要領に定める要件を満たす中小企業者であって,今後とも金融機関が支援・育成していきたい先で,償還能力があると認められるもの

税理士等連携型 上記の要件を満たし,税理士等が月次管理する中小企業者等であって,今後とも金融機関及び税理士等が支援・育成していきたい先で,償還能力があると認められるもの

▶対象資金

運転資金

▶保証限度額

500万円以上5,000万円以下(本制度の利用は1企業1口)

▶保証期間

1年以内

▶貸付形式

証書貸付または手形貸付の一括返済方式

▶保証料率

0.45%~1.90%(税理士等連携型の場合は0.1%引き下げ)

▶必要書類

税理士等連携型は,通常の申込書類に加え,税理士等の推薦書が必要。
法人の場合で,直近の決算において債務超過かつ経常利益赤字である場合は,経営改善計画書の添付が必要。

▶更新について

要件を満たす場合は,当初貸付から10年まで更新が可能

③「経営力強化保証制度」の新設(全国統一制度)

新型コロナウイルス感染症対応の伴走支援型特別保証が令和6年6月末で廃止されたことに伴い、国の新たな「経営力強化保証制度」が令和6年7月1日に創設されました。

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、事業者の経営力の強化を図ることを目的とした制度です。

制度概要

- ▶ **限度額** 2億8,000万円(組合等4億8,000万円)
- ▶ **資金使途** 事業計画の実施に必要な事業資金
※既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りSN5号を利用できます。
- ▶ **保証料率** 通常より1区分低い信用保証料率を適用
(料率区分9の場合は9の保証料率が適用されます)
※SN5号の場合は0.80%

④「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」の取扱期間の延長

県中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業再生に取り組む中小企業者の資金繰りを支援する当資金の取扱期間が**令和6年12月31日**に延長されました。

⑤「経営者保証を不要とする取扱い」の拡充

○事業者選択型経営者保証非提供制度(「横断的制度」)

担保を徴求しない保証制度等を対象として、一定の要件のもと、保証料率を0.25%又は0.45%上乗せすることにより、事業者が経営者保証を提供しないことを選択することが可能となりました。

○事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(「国補助制度」)

経営者保証を提供しないことで上乗せされた保証料に対して、3年間の時限措置として、申込日に応じて以下のとおり国の保証料補助があります。

令和6年3月15日～令和7年3月末 0.15% 令和7年4月1日～令和8年3月末 0.10%

令和8年4月1日～令和9年3月末 0.05%

○プロパー融資借換特別保証制度

金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない本制度への借換えが可能となります。

⑥「連携推進保証『れんけい』」取扱期間の延長

連携推進保証『れんけい』の取扱期間が令和7年3月31日に延長されました。

改正された鹿児島市融資制度

市「かごしまSDGs推進パートナー」登録事業者への信用保証料の優遇

鹿児島市制度資金のうち産業振興資金、特別小口資金及び小規模企業支援資金において、「かごしまSDGs推進パートナー」の登録事業者は、信用保証料が割引になり、通常の**市補助後の保証料率からさらに0.10%引き下げます**。

なお、割引の適用には「かごしまSDGs推進パートナー登録証」の写しが必要です。

主な協会制度保証①

主な協会制度保証を記載しています。
ほかにも様々な保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください。

区分	資 金 名		ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)
①多様な資金ニーズに	一 般 保 証		長期、大口の事業資金が必要なときに	運転資金 設備資金	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	運転資金 15 年以内 設備資金 20 年以内
	連携 推進保証「れんけい」	金融機関連携型	次の全ての要件を満たす中小企業者 ①協会との取引実績がある方 ②継続して 2 年以上事業を営み、確定申告書【※2】の写しを直近 2 期分提出できる方 ③与信取引が 1 年以上あり、申込時においてプロパー残高がある方 又は本保証と同時にプロパー融資を行う方	運転資金 設備資金		運転資金 10 年以内 設備資金 20 年以内 運転設備資金 10 年又は 20 年以内 設備資金が 2/3 以内の場合 10 年以内 設備資金が 2/3 超の場合 20 年以内 ※全て据置 1 年以内
		事業性評価型 ※令和 7 年 3 月 31 日 申込受付分まで	「金融機関連携型」の要件を満たし、金融機関が作成したローカルベンチマークまたは金融機関所定の事業性評価にかかる資料を提出できる方	運転資金		10 年以内 (1 年以内)
		財務要件型 無保証人保証	一定の財務要件を満たす方が経営者保証無しで設備投資及び事業拡大を行いたいときに	運転資金 設備資金		分割返済の場合 7 年以内 (1 年以内) 一括返済の場合 2 年以内
②スピーディーな資金調達・資金繰り円滑化に	Fast 保証		一定基準の要件を具備する中小企業者が、簡易迅速に資金調達を行いたいときに	運転資金	5,000 万円	7 年以内 (1 年以内)
	Fast500 保証				500 万円	5 年以内 (6 月以内)
	当座貸越 (貸付専用型) 根保証		経営に必要な資金を反復継続的に必要とするときに	運転資金 設備資金	100 万円以上 2 億 8,000 万円	1 年又は 2 年 【資格要件に該当する方は、更新できます】
	事業者カードローン 当座貸越根保証		小口の事業資金を反復継続的に必要とするときに		100 万円以上 2,000 万円	
	事業者カードローン 700 当座貸越根保証				100 万円以上 700 万円【※3】	
	継続型連携 サポート保証	金融機関連携型	資金繰りの円滑化を図りたい方に	運転資金	500 万円以上 5,000 万円以下	1 年以内 【資格要件に該当する方は 10 年を限度に更新できます】
税理士等連携型		税理士等が月次管理する中小企業者が、資金繰りの円滑化を図りたいときに				
③創業・小規模企業者の方に	小口零細企業保証		責任共有制度の導入に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者のために	運転資金 設備資金	2,000 万円 【既存の保証付融資残高との合計で 2,000 万円の範囲内】	運転資金 5 年以内 (6 月以内) 設備資金 7 年以内 (6 月以内)
	スタートアップ 創出促進保証				3,500 万円 【スタートアップ創出促進保証、創業関連保証、再挑戦支援保証の合計額】	10 年以内 (1 年以内)
	創業関連保証					
	再挑戦支援保証					
④更なる発展を目指す方に	BCP サポート保証「あんしん」		BCP (事業継続計画) の策定・見直しまたは BCP に基づき災害等への対策を実施するときに	運転資金 設備資金	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	運転資金 15 年以内 設備資金 20 年以内
	中小企業特定社債保証		中小企業者が自社の発行する社債 (私募債) で資金調達を行いたいときに		4 億 5,000 万円 【融資限度額 5 億 6,000 万円】	2 年以上 7 年以内
	流動資産担保融資保証		売掛債権及び棚卸資産を担保として資金調達を図るときに		2 億円 【融資限度額 2 億 5,000 万円】	根保証 1 年間 【更新できます】 個別保証 1 年以内

※1 会計参与設置会社 (一括支払契約保証を除く) または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。
※2 個人事業者の場合は、青色確定申告で貸貸対照表を作成するもの。
※3 500万円を超える場合は、直近決算において平均月商を350万円以上計上していることとする。

(令和6年7月19日現在)

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各 0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関
		有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引【※1】					
分割又は 一括返済	年 0.45% ～ 1.90%	有	有	金融機関 所定の利率	必要となる場合 がある	必要に応じ要求	対象	各金融機関
原則として 分割返済								
分割又は 一括返済	年 0.45%～ 1.90%							
原則として 分割返済	年 0.45%～ 1.90%							
約定返済 または 随時返済	年 0.39%～ 1.62%				原則として不要	当座貸越契約を締結し ている金融機関		
					原則として、 5,000 万円以内不要 5,000 万円超要担保			
原則として不要	事業者カードローン当 座貸越契約を締結して いる金融機関							
一括返済					不要	各金融機関		
	年 0.45%～ 1.90%							
一括返済	年 0.35%～ 1.80%							
分割又は 一括返済	年 0.50%～ 2.20%							
原則として 均等分割返済	年 1.20%	無						
	年 1.00%							
分割又は 一括返済	年 0.35%～ 1.80% 【レジリエンス認証【※ 4】を受けている場合 年 0.25%～ 1.70%】	有						
満期一括償還 定時償還	年 0.45%～ 1.90%							
根保証 約定返 済又は随時返済 個別保証 一括返済	年 0.68%	無						

※4 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく自助(事業継続)に積極的に取り組んでいる企業に対する認証

主な協会制度保証②

区分	資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)
⑤ 経営を改善したい方に	経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証)	経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うときに	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 15 年以内 (1 年以内) 一括返済の場合 1 年以内
	条件変更改善型借換保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行うことを前提に、返済条件の緩和を行っている保証付き既往借入金を借り換えるときに			15 年以内 (1 年以内。ただし新規の融資分を含む場合は、2 年以内)
⑥ 事業承継をお考えの方に	事業承継特別保証	事業承継時に経営者保証が理由で円滑な事業承継が進まない方に		2億8,000万円 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円 特別小口保証 2,000万円	一括返済 1 年以内 分割返済 10 年以内 (1 年以内)
	特定経営承継 関連保証	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた方に			運転資金 10 年以内 (1 年以内) 設備資金 15 年以内 (1 年以内)
	事業承継 サポート保証	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するとき			15 年以内 (2 年以内)
⑦ 経済危機時に	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	国のセーフティネット保証制度に対応 (経営安定 1 号～ 8 号の認定を受けた方に)		2億8,000万円 (4億8,000万円)	10 年以内 (1 年以内)
	危機関連保証	突発的に生じた経済危機や災害等により、経営の安定に支障を生じている方が市町村長の認定を受けたときに			10 年以内 (2 年以内)
	危機対応短期保証	協会が認める災害等により、事業の継続や資金繰りに支障をきたしたときに	運転資金 【1 事業者 1 口まで】	一般型 2億8,000万円 小口型 2,000万円	6 か月以内
⑧ 新型コロナ対応	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 (既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限り S N 5 号を利用できます。)	事業資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転資金 5 年以内 (1 年以内) 設備資金 7 年以内 (1 年以内) 借換資金 10 年以内 (1 年以内) 一括返済の場合 1 年以内
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) ※取扱期間は令和 6 年 12 月 31 日まで	経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うときに	事業資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 15 年以内 (5 年以内) 一括返済の場合 1 年以内
⑨ S D G S	SDGs 促進保証	SDGs に賛同し、SDGs に関する認定、認証、登録等を受けている方や既に目標に向けた取組を進めており、持続可能な社会の実現のために社会的課題の解決に取り組もうとしている方	運転資金 設備資金 運転設備資金	5,000万円	10 年以内 (1 年以内) 15 年以内 (2 年以内) 10 年以内 (2 年以内)
⑩ 経営者保証を提供しない	事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度) 【※ 3】	経営者保証の提供を希望しないときに	運転資金 設備資金	8,000万円 ※セーフティネット保証 4,5 号の場合は別枠で 8,000万円	分割返済の場合 10 年以内 (1 年以内) 一括返済の場合 1 年以内
	プロパー融資借換 特別保証	金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難なときに	運転資金 (借換資金)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 10 年以内 (1 年以内) 一括返済の場合 1 年以内

※1 会計参与設置会社 (一括支払契約保証を除く) または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

※2 経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者 (事業承継ネットワーク事務局等) が雇用する専門家。

※3 取扱期間は令和9年3月31日までです。申込日に応じて保証料補助額が変わります。

(令和6年7月19日現在)

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各 0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関
		有担保 割引	会計参与設置等に 対する割引【※1】					
分割又は 一括返済	①責任共有対象の場合 年 0.80% ②責任共有対象外の場合 年 1.00%	無	有	金融機関 所定の利率	必要となる 場合がある	必要に応じ徴求	①対象 ②対象外	各金融機関
原則として 分割返済	年 0.45%～ 1.90%	有					対象	
分割又は 一括返済	年 0.45%～ 1.90% 経営者保証コー ディネーター 【※2】 の 確認を受けた場合 年 0.20%～ 1.15%	有 経営者保証コ ーディネータ ーによる確認 を受けた場合 は適用無	有 経営者保証コ ーディネータ ーによる確認 を受けた場合 は適用無		不要		対 象 特別小口 保険に係 る保証は 対象外	
分割又は 一括返済	年 0.45%～ 1.90% (特別小口保険に係る 保証は、年 0.65%)	有	有		原則として認定 中小企業者以外 の連帯保証人は 不要		対 象 特別小口 保険に係 る保証は 対象外	
分割返済	年 1.15%				対象			
原則として 分割返済	1～4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%	無			1 ～ 4,6 号対象外 5,7,8 号 対象			
原則として 均等分割返済	年 0.80%				対象外			
一括返済 (但し、期限到来 後一括返済でき ない場合は、長 期資金にて借換 可能)	一般型 年 0.45%～ 1.90% 小口型 年 0.50%～ 2.20%	有			一般型： 対象 小口型： 対象外			
分割又は 一括返済	5号 年0.80% 一般 年 0.45%～ 1.75%	有 SN5 号を 利用した場 合は適用無			対象			
分割又は 一括返済	年 0.20%	無			ケースに より異な る			
分割返済	年 0.25%～ 1.70%	無			対象			
分割又は 一括返済	①4号年 0.97%～ 1.27% ②5号年 0.90%～ 1.20% ③一般年 0.55%～ 2.30%	無	有	金融機関 所定の利率	不要	①対象外 ②、③対象		
分割又は 一括返済	年 0.45%～ 1.90%	有				必要に応じ徴求	対象	

県中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島県が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。

区分	資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)	返済方法
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内(1年以内)	毎月均等分割返済 ただし、融資期間1年以内の融資にあっては一括又は均等分割返済
	小規模企業活力応援資金【※4】		設備資金	7,000万円	15年以内(1年以内)	
経済活性化支援資金	創業支援資金【※4】	I 国が認定した市町村の特定創業支援等事業の支援を受けて、6か月以内に新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとするとき II 商工団体の推薦を受けて1か月以内に個人で、又は、2か月以内に会社を設立して新たに事業を開始しようとするとき ※国の創業関連保証制度に対応 ※開業して5年未満のものを含む	運転資金 設備資金	2,000万円	運転資金 5年以内(6月以内) 設備資金 7年以内(6月以内)	毎月均等分割返済
		III 商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとするとき ※上記II以外の者(開業して6か月未満のものを含む)			運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(1年以内)	
	新事業チャレンジ資金	I 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき II 経営革新計画の承認を受け事業展開しようとするとき	運転資金 設備資金	5,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)	
	成長企業応援資金	I 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき II 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき III DXの実現に向け、IoT・キャッシュレス決済・テレワーク等の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成や新産業創出に取り組むとき IV カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、環境・新エネルギー分野における製品開発等を行うとき	運転資金 設備資金	1億5,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 15年以内(3年以内)	
	事業承継対策資金	1年以上継続して営んでいる事業を承継する者であって次のいずれかの要件に該当するとき I 事業を継承するとき(承継後5年以内を含む) II 中小企業経営承継円滑法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするとき III 県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとするとき	運転資金 設備資金	3,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)	
	事業活動継続支援資金	I 耐震改修(耐震診断・補強設計・建替えを含む)に取り組むとき II 国の認定を受けた事業継続力強化計画等に基づいて、自然災害やサイバー攻撃、感染症の流行等に対する事前対策に取り組むとき	運転資金 設備資金	2億8,000万円	運転資金 15年以内(2年以内) 設備資金 20年以内(3年以内)	
				8,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 15年以内(3年以内)	
	緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けたとき I 激甚法、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき II 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金	2,000万円	7年以内(2年以内)	
	緊急経営対策資金	取引先の倒産など、最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	設備資金	3,000万円	10年以内(3年以内)	
			運転資金 設備資金	2,000万円 3,000万円	7年以内(2年以内) 10年以内(3年以内)	
経営安定対策資金	セーフティネット対応資金【※7】	中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき I 第1号～第4号、第6号(大型倒産、突発的災害等) II 第5号、第7号、第8号(不況業種、金融機関合理化等)	運転資金 設備資金	5,000万円	7年以内(2年以内) 10年以内(3年以内)	15年以内 (Iの場合1年以内、 IIの場合5年以内、 IIIの場合1年以内) (ただし、新規融資分を含む場合は 2年以内)
	事業再生支援資金	I 中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画等に従って事業再生を行うとき ※国の経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)に対応 II (感染症対応型保証対応) 上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保証申込が令和6年12月31日までに行われたもの III 保証付借入金残高の全部又は一部について、返済条件の緩和を行っており、認定支援機関等の支援を受けつつ自ら事業計画を策定し、既往借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む)を行うとき ※国の条件変更改善型借換保証に対応	運転資金 設備資金	5,000万円		
	経営力強化資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関による事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受けながら経営力の強化を図るとき(既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りSN5号を利用できます。) ※国の経営力強化保証に対応	運転資金 設備資金 借換資金	5,000万円	5年以内(1年以内) 7年以内(1年以内) 10年以内(1年以内)	

※1 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者またはパートナーシップ構築宣言企業は、保証料を0.10%引き下げます。

※2 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、保証料率が0.25%又は0.45%上乗せされます。

※3 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

※4 NPO法人の場合は小規模企業活力応援資金及び創業支援資金は利用できません。

ご相談・お申込み先…各商工会議所・商工会，取扱金融機関

※創業支援資金のお申込みは、各商工会議所・商工会（組合は県中小企業団体中央会）に限りです。
※事業再生支援資金及び伴走支援型借換支援資金のお申込みは、取扱金融機関に限りです。

ご相談…鹿児島県中小企業支援課
鹿児島県信用保証協会

金融係 TEL 099-286-2946
保証部 TEL 099-223-0271
経営支援部 TEL 099-223-0274

(令和6月7月19日現在)

保証料率 【※1】 【※2】	保証料割引の適用 (各 0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関
	有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引【※3】					
年 0.29% ～ 1.59%	有	有	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内	必要となる場合 がある	必要に応じ 徴求	対 象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 奄美大島信用金庫 鹿児島興業信用組合 鹿児島県医師信用組合 奄美信用組合 福岡銀行 肥後銀行 宮崎銀行 西日本シティ銀行 熊本銀行 宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫 (県外に本店を有する金融機関について は、県内営業店に限る。)
年 0.29% ～ 1.74%			又は変動金利 年2.3%		原則として 不要	対象外	
年 0.39% ～ 1.69%			7年超10年以内 又は変動金利 10年超 変動金利				
年 0.68% (女性や青年(30歳未 満)による創業の場合 年 0.36%)【※5】	無		不要		対象外		
年 0.13% ～ 1.58% (女性や青年(30歳未 満)による 創業の場合年0.00%～1.26%)	有		必要に応じ 徴求		対 象		
I 年 0.00% ～ 1.26% II 年 0.31%	有 (Ⅱを除く)		原則として 不要				
年 0.79%	無						
年 0.64%							
年 0.00%～1.26% (Ⅲのうち先端設備 等導入関連保証の場 合は年 0.64%)	有 (Ⅲのうち先端 設備導入関連保 証の場合は無)		必要に応じ 徴求		対象		
年 0.00% ～ 1.26%	有						
年 0.00%							
年 0.63%							
I 年 0.00% II 年 0.00% ～ 1.40%	無		必要に応じ 徴求		対象 【※6】		
年 0.13% ～ 1.58%						対象	
I 年 0.65% II 年 0.62%						I 対象外 II 対象	
I①責任共有対象の場合 年 0.48% ②責任共有対象外の場合 年 0.68%	無		必要に応じ 徴求		対象 【※7】		
II 年 0.10%							
Ⅲ 年 0.13% ～ 1.58%	有		必要に応じ 徴求				
SN5号 年0.62% 一般 年0.27%～ 1.57%	有 (SN5号を利用 した場合は適用 無)					対象	

※5 国の「スタートアップ創出促進保証制度」に対応した経営者保証を不要とする取扱いをする場合は、保証料が0.20%上乗せされます。

また、期間に例外があります。

※6 激甚災害により被災したものに係る保証については、「対象外」、それ以外の保証については、「対象」となります。

※7 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金と同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は、責任共有対象外となります。

鹿児島市中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島市が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証し、融資を受ける際の信用保証料の一部又は鹿児島市に住所と事業所を有し、6月以上（資金によっては1年以上）継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者（ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかりノベーション推進資金は事業実績

資金の種類		利用者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置期間)	返済方法
産業振興資金		事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方		3,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	元金均等 による 月賦償還 【※2】
特別小口資金		次の①～③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ②市県民税に所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方 (完済を条件に申し込むことができます)		2,000万円	7年以内 (1年以内)	
小規模企業支援資金		中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者		2,000万円 (ただし、既存の保証 付融資残高との合計で 2,000万円の範囲内)		
創業支援 資金 【※6】	創業関連 保証対応	これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方 ①市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で 6月を経過していない方 ②市内で1月以内に新たに個人で事業を開始、又は、2月 以内に新たに会社を設立しようとする方 ③市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受 けて6月以内に市内で事業を開始しようとする方 ④市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内 に移転しようとする方（移転後6月未満の方を含む）		2,000万円 (うち運転資金は 1,400万円以内)	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	
	一般保証 対 応	これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方 創業関連保証の①③④又は、以下に該当する方 ①市内で新たに事業を開始する方				
新事業展開 支援資金	事業転換・ 多角化・ 事業拡大	同一事業を1年以上営み、次の①～④のいずれかに該当 する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う、現事業の事業拡大（店 舗、事務所、工場の新設）を行う方 ただし、移転や増設は対象となりません	運転資金 設備資金	事業転換・多角化 1,200万円 事業拡大・海外販路拡大・ 新特産品コンクール 3,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年6月以内)	元金均等 による 月賦償還
	海外販路拡大	③海外への販路拡大に取り組む方（輸入に関するもの は除く）				
	新特産品 コンクール	④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者（入賞年 度を含め5年度以内の方が対象）				
街なかりノベーション 推進資金		市内の空き店舗等を活用して事業を行う市主催の街なかり ノベーション実践セミナー修了者（セミナー等終了年度を 含め5年度以内の方、事業実績のない方も利用可）		1,000万円		
環境配慮促進資金		次の①～④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、K E S、グリーンオフ ィスカごしま（市環境管理事業所）のいずれかの認証を取 得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車（ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグイン ハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車）を 購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要 な方		3,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	
ICT活用促進資金		同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図る ため、ICTの活用促進のための資金が必要な方				
経営安定化 資金 【※9】	危機関連保証対応	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 (国の危機関連保証制度に対応)		3,000万円	運転資金 7年以内 (2年以内) 設備資金 10年以内 (2年以内)	
	セーフティネット 保証 対 応	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号に規定す る特定中小企業者(国のセーフティネット保証制度に対応)				
	経済環境変化等	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等 が減少しているなど、特に市長が認める方				
災害対策資金 【※10】		火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明等を受けた方		1,500万円	運転資金 7年以内 (2年以内) 設備資金 10年以内 (3年以内)	

※1 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
 ※2 融資期間が1年以内の場合、一括又は均等分割償還を選択できます。
 ※3 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。また、保証料率が年1.25%以上の場合は年0.60%（設備資金として利用する場合は年0.80%）で算出した保証料相当額を市が補助します。
 ※4 「かごしまSDGs推進パートナー」の登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。（登録証の写しが必要）
 ※5 NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となり、保証料は年0.60%。

全部を鹿児島市が補助します。
が利用できます。
を問いません。)

ご相談・お申込先…取扱金融機関

ご相談…取扱金融機関

鹿児島市 産業支援課
鹿児島県信用保証協会

金 融 係 TEL 099-216-1324
保 証 部 TEL 099-223-0271
経営支援部 TEL 099-223-0274

(令和6年7月19日現在)

保証料率	保証料割引の適用 (各 0.1%の割引)		市保証料 補助割合	融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関	
	有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引【※ 1】							
年 0.45% ～ 1.90%	有	有	1/2 (2/3) 【※ 3】 【※ 4】	1 年以内 1 年超 3 年以内 3 年超 5 年以内 5 年超 7 年以内 7 年超	年 1.80% 年 2.00% 年 2.10% 年 2.30% 年 2.40%	必要となる 場合がある	必要に応じ徴求	対象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 鹿児島県医師信用組合 鹿児島みらい農業協同 組合 (JA みらい) 奄美大島信用金庫 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫
年 0.65% (年 0.60% 【※ 5】)	無		3/5 【※ 4】		不要	不要	対象外 【※ 5】		
年 0.50% ～ 2.20%	有					原則として不要	対象外		
年 1.00%	無						不要	対象外	
年 0.45% ～ 1.90%	有		2/3 (3/4) (4/5) 【※ 7】	1 年以内 1 年超 3 年以内 3 年超 5 年以内 5 年超 7 年以内 7 年超	年 1.70% 年 1.90% 年 2.00% 年 2.20% 年 2.30%	必要となる場合 がある	必要に応じ徴求	対象	
			2/3 (3/4) 【※ 8】						
			2/3						
			4/5						
年 0.80%	無		4/5	1 年以内 1 年超 3 年以内 3 年超 5 年以内 5 年超 7 年以内 7 年超	年 1.60% 年 1.80% 年 1.90% 年 2.10% 年 2.20%		必要に応じ徴求	対象外	
1～4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%			1～4,6 号 対象外 5,7,8 号 対象						
年 0.45% ～ 1.90%		有	全額					対象	

※6 創業支援資金を利用した方を対象に、当初12月以内の支払利子相当額を市が補助します。(上限30万円)
 ※7 市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、ソーホーかごしまインキュベーション・マネージャーによる個別支援等:当年度・前年度ノベーション実践セミナー:5年度以内、以下同じ。)の修了者、又は女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4になります。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5になります。(証明書が必要)
 ※8 市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。(証明書が必要)
 ※9 突発的な災害や全国的に業況が悪化している業種であることなどの事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市長の認定を受けた方が対象。
 ※10 災害対策資金を利用した方を対象に、融資実行後3年以内に支払われた利子の額の3分の1に相当する額を市が補助します。

鹿児島県信用保証協会の支援メニュー

当協会では、中小企業者の経営状況等のフェーズに応じて、様々な支援メニューを準備しています。

I 経営改善(収益力改善)
フェーズ

II 事業再生フェーズ

III 再チャレンジフェーズ

I 経営改善(収益力改善)フェーズ

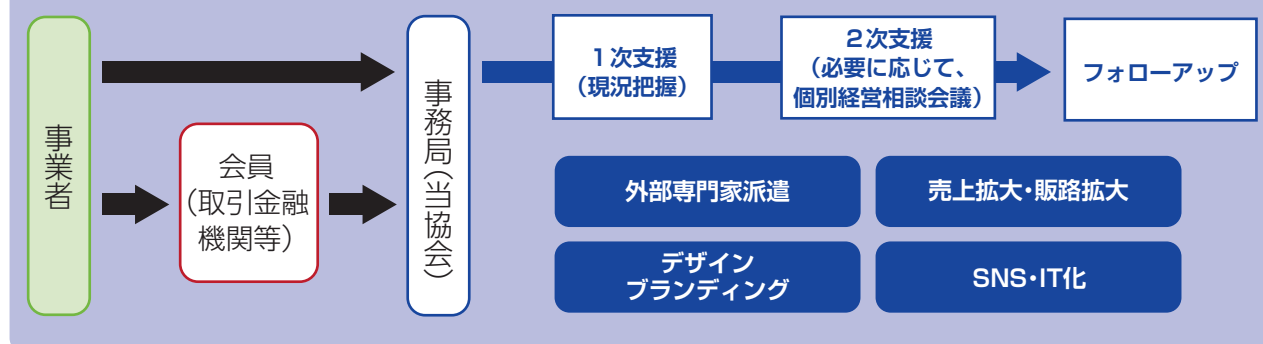
コロナ禍からの影響に加え、物価高騰や人手不足などにより、資金繰りのみならず、多様な経営課題に直面する事業者の収益力改善を支援するため、令和5年4月、かごしま中小企業支援ネットワーク(NW)内に**経営改善支援連絡会議(事務局:当協会)**が新設されました。

地域金融機関や支援機関などが、それぞれの強みを生かし、相互に連携・協働しながら早い段階から金融支援、経営支援に取り組みます。

▶支援対象

ゼロゼロ融資のご利用残高がある事業者で、既存借入れに**延滞や返済緩和がなく、経営改善の意欲**のある方

経営改善支援の業務フロー図



お問い合わせ

経営支援部 経営相談班 TEL:099-221-0231

II 事業再生フェーズ III 再チャレンジフェーズ

企業訪問・面談等を通じて、事業者の業況・経営課題等の実態把握に努め、金融機関との十分な連携・協力のもと経営サポート会議(※)等の開催や、国の補助事業等を活用した外部専門家(中小企業診断士等)の派遣、よろず支援拠点と連携した本業支援等や、返済緩和などの金融支援による事業再生への取組を支援します。

また、代位弁済を行ったものの、事業を継続しており、事業改善意欲のある事業者に対しては、専門家派遣事業等の支援メニューを活用した経営支援を行います。

※経営サポート会議

「返済方法の変更を考えているが、取引金融機関が複数あるため思うように相談できない」「経営改善計画を策定したので取引金融機関に説明し経営支援を受けたい」などのご要望をお持ちの中小企業者の方に対し、取引金融機関等が一堂に会して必要な支援策等について意見交換を行います。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

経営診断・アドバイス

経営サポート会議

経営改善計画策定支援

外部専門家派遣

国・中小企業支援機関の
支援事業活用

お問い合わせ

経営支援部 経営支援課 TEL:099-223-0274

当協会へのご相談は無料です。お気軽にご相談ください。
(保証利用時にお支払いいただく信用保証料以外の手数料等は一切いただいております)

事業承継支援

承継の準備段階から承継後まで切れ目ない支援を行います

円滑な事業承継を支援するため、承継前から承継後まで一貫してサポートします。

事業承継を検討している中小企業者等については、事業承継についてのアドバイス、事業承継者向けの保証制度のご案内及び外部専門家(税理士・中小企業診断士等)の派遣による事業承継計画策定支援等を行います。

また、経営者自らが廃業を望む場合についても円滑な撤退を支援します。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

事業承継へのアドバイス

事業承継計画策定支援

外部専門家派遣

廃業支援

お問い合わせ

経営支援部 経営支援課 TEL:099-223-0274

創業支援

創業のお悩み解決を一緒に目指します

創業にチャレンジする方や創業したばかりの方を支援するため、当協会の創業グループが創業計画へのアドバイスや創業フォローアップ訪問を無料で行っています。

また、創業後の方を対象に外部専門家(中小企業診断士・税理士等)を無料で派遣し、経営診断の実施や経営課題の解決を図ります。

創業グループのメンバーが丁寧にご対応いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

創業計画へのアドバイス

創業後フォローアップ訪問

外部専門家派遣

お問い合わせ

保証部 保証第二課創業グループ TEL:099-210-7367

特別相談窓口等のご案内

災害や取引先の倒産など、外部的な要因で経営の安定に支障をきたしている中小企業者の方のために、特別相談窓口等を設置しご相談をお受けしています。全ての特別相談窓口等については、当協会ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

保証部

TEL:099-223-0271

経営支援部

TEL:099-223-0274

金融機関紹介窓口・専用ダイヤルのご案内

金融機関が中小企業者に対し十分な融資を行えない場合、当協会が中小企業者へ他の金融機関を紹介します。

- ▶紹介に当たっては、メイン銀行その他取引金融機関の支援方針の把握に可能な限り努め、金融秩序の乱れを招くことのないよう、資金の必要性について十分な把握を行います。
- ▶紹介を行う中小企業者に対しては、紹介した金融機関における融資が確約されるものではなく、金融機関における審査がある旨を説明します。

金融機関紹介専用ダイヤル TEL:099-223-7755

事務所ご案内

住所 〒892-0846
鹿児島市加治屋町14番3号
HP <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

▶休日・夜間相談窓口

休日経営相談/土日・祝日 9:00~17:00
夜間経営相談/月~金曜日 17:30~19:30
(事前予約制) TEL 099-223-0274
FAX 099-210-7397

▶苦情相談窓口 TEL 099-223-0530



▶保証部

TEL 099-223-0271(代表)
099-210-7362(保証第一課)
099-210-7364(保証第二課)
099-210-7367(創業グループ)
099-210-7365(保証事務課)
FAX 099-222-1093

▶経営支援部

TEL 099-223-0274(代表)
099-210-7369(経営支援課)
099-221-0231(経営相談班)
FAX 099-210-7397

▶管理部

TEL 099-223-0272(代表)
099-210-7390(管理課・回収部門)
099-210-7391(管理課・代位弁済部門)
FAX 099-223-0318

▶総務部

TEL 099-223-0273(代表)
099-210-7381(総務課)
099-210-7387(企画情報課・企画部門)
099-223-0654(企画情報課・電算部門)
FAX 099-223-6399



鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC

鹿児島県信用保証協会は、
「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。

個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は、個人情報の重要性を認識し、当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。

鹿児島県信用保証協会では、保証の取扱いについて公正・公平・平等な取扱いをするために、暴力団関係者等及び申込人以外の第三者が介在・介入する保証申込はお断りしております。
また、申込人又は保証人が暴力団等反社会的勢力に該当する場合は、信用保証をご利用できません。



かごんまの色®

本冊子は、「かごんまの色」を使用して制作いたしました。